

**=昭和56年5月以前の建物対象=**

**“地震への備え”**

**あなたの建物は**

**安全ですか？**



**西宮市**

# どうして耐震改修が必要なの？

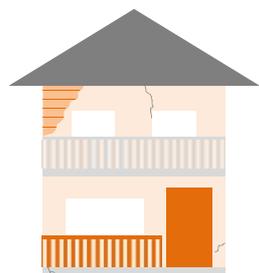
平成7年に発生した阪神・淡路大震災では6,434人もの尊い命が犠牲になりましたが、その死因の9割近くが住宅の倒壊による圧死などでした。

特に耐震基準が改正された昭和56年6月よりも前に建築された住宅については、大地震に対する安全性が低く危険な場合がありますので、耐震性能を確認したうえで、必要な改修を行うことが大切です！



## 昭和56年5月以前の耐震基準

大規模な地震に対する安全性が考慮されていないので、大地震時には倒壊する危険性が高い。



## 昭和56年6月以降の建築物

中規模な地震ではほとんど損傷せず、大規模な地震を受けてもすぐに倒壊しないように基準が決められているので、安全性が高い。

# どうすれば地震に強い建物になるの？

まず、耐震診断で建物の地震に対する安全性を確認します。

耐震診断の結果、「危険」や「やや危険」と判定された建物については、安全性を確保するためにどのような工事が必要になるのかを調べるための設計、いわゆる計画策定を行います。

計画策定を行えば、耐震性の確保のためにどのような工事が必要になるのかがわかるので、実際に改修工事を行います。



木造建物の評点と安全性の関係	
安全	1.5以上
一応安全	1.5未満 1.0以上
やや危険	1.0未満 0.7以上
危険	0.7未満

# 耐震改修ってどんな工事をするの？

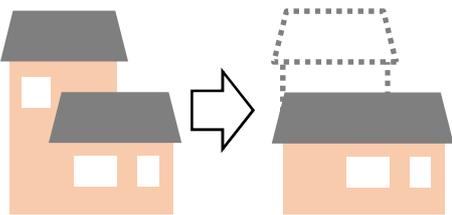
具体的な改修方法は、建物の規模や現状の耐震性能の状態によって異なりますので、耐震改修の工事として、一般的なものを例に挙げてご紹介します。

## ◎ 耐震壁や耐震ブレースの追加



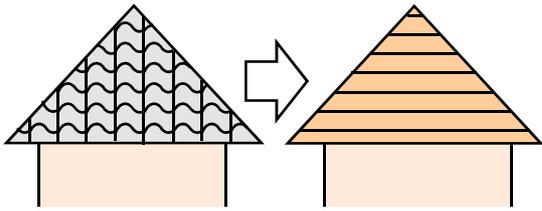
木造の建物の壁の中に筋交いを追加して耐震壁にしたり、鉄筋コンクリート造の建物の外側にブレースを設置することで耐震性能を向上させます。建物の耐震改修では最も一般的です。

## ◎ 減築



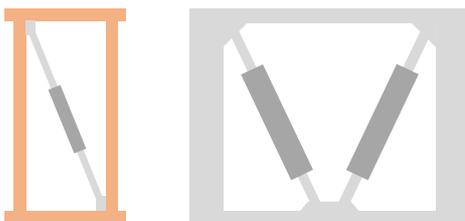
建物の一部を取り壊すことで、建物が軽くなるので、地震によって建物にかかる力が軽減されます。建物が現状より小さくなってしまうので、注意が必要です。

## ◎ 屋根ふき材の軽量化



瓦葺きなどの重い屋根からスレートなどの軽い屋根へ葺き替えることで建物が軽くなり、地震によって建物にかかる力が軽減されます。主に木造の建物に用いられる手法です。

## ◎ 制振装置の設置

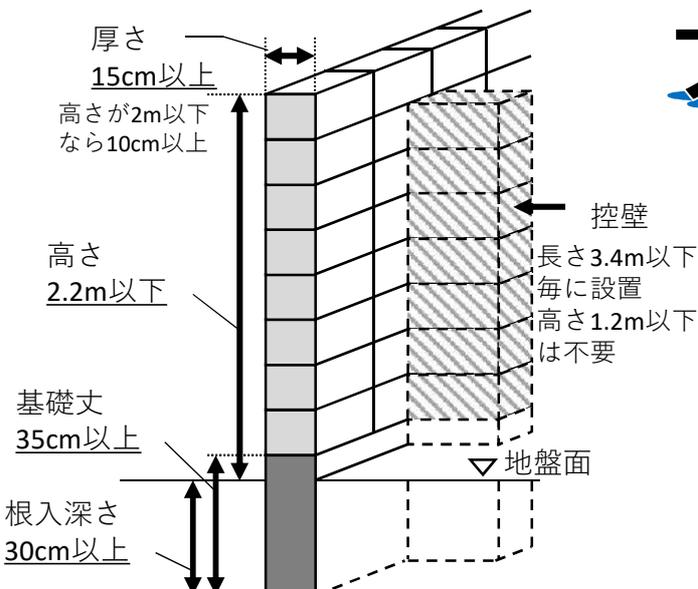


制振装置を設置することで、地震によって建物にかかる力を吸収することができます。病院や学校、高層ビルなどで主に用いられます。

# ブロック塀の点検を！

平成30年に発生した大阪北部地震では、ブロック塀の転倒による人的被害が発生いたしました。

ブロック塀の所有者の皆さまにおいては、左図の基準を参考に、所有されているブロック塀の点検を行い、必要に応じて専門家にご相談のうえ安全対策をとっていただくようお願いいたします。



# 西宮市の取り組み

西宮市では、耐震化率向上に向けて様々な取り組みを実施しています

市政ニュースへの掲載

市ホームページでの広報

窓口相談

アンケート調査

市民向けフォーラム

補助による耐震化支援

## ◎ 簡易耐震診断推進事業 ※1

申し込みのあった住宅に建築士を派遣して簡易な耐震診断を実施いたします。一部、自己負担あり。

## ◎ 住宅耐震改修促進事業 ※1

住宅の耐震改修等にかかる費用の一部を補助します。

- ・耐震改修計画策定費補助
  - ・耐震改修工事費補助
  - ・屋根軽量化工事費補助
  - ・簡易耐震改修工事費補助
  - ・シェルター型工事費補助
  - ・防災ベッド等設置助成
  - ・建替工事費補助
- の7種類の補助メニューがあります。

## ◎ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成事業 ※1

兵庫県が指定する緊急輸送道路に面する建築物で、高さが一定以上の建物の耐震診断と計画策定にかかる費用の一部を補助します。

## ◎ 大規模多数利用建築物等耐震化助成事業 ※1

多数の者が利用する建物で一定の規模以上のものについて、耐震診断等にかかる費用の一部を補助します。

## ◎ 危険ブロック塀等撤去事業

個人住宅に付属する道に面した危険なブロック塀等の撤去にかかる費用の一部を補助します。

## ◎ 住宅土砂災害対策支援事業

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の住宅の土砂災害対策等にかかる費用の一部を補助します。

注意  
事項

- ・※1 昭和56年5月以前に着工された建物が対象です。
- ・補助金等の受付期間については、市政ニュース、市ホームページ等でご確認ください。
- ・補助金等を受けるには、諸条件を満たす必要があります。詳しくは、下記「お問い合わせ先」へご連絡ください。

お問い合わせ先

西宮市 建築指導課 建築構造チーム  
西宮市六湛寺町10番3号 南館2階  
TEL:0798-35-3705 FAX:0798-36-3795